

競争参加資格の考え方	(3)配置予定技術者に対する要件	<p>① 管理技術者及び主たる分担業務分野(建築分野)の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。</p> <p>② 管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士であること。</p> <p>③ 管理技術者及び記載を求め主任担当技術者(建築分野、構造分野、電気設備分野及び機械設備分野)は、それぞれ1名であること。</p> <p>④ 管理技術者は、記載を求め建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者の両方又は一方との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。</p> <p>⑤ 記載を求め建築分野主任担当技術者と構造分野主任担当技術者との兼任を認める。また、記載を求め電気設備分野主任担当技術者と機械設備分野主任担当技術者との兼任を認める。ただし、評価は評価点の高い分担業務分野の主任担当技術者のみとし、他の分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。</p> <p>⑥ 管理技術者及び各主任担当技術者は、次に示す同種又は類似業務について、平成19年4月1日以降、公告日まで完成した施設において実績を有さなければならない。ただし、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者に限っては(イ)構造は問わないものとする。</p> <p>(i)同種業務 次の(ア)から(ウ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)を含む工事監理業務のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。 ただし、完成した新築又は増築建物又は耐震改修工事を対象とした業務に限る。</p> <p>(ア)規模:新築又は増築部又は耐震改修対象建物の延べ面積 5,000㎡以上 (イ)構造:SRC造 又は S造(CFT造を含む) (ウ)用途:庁舎、事務所または複合用途施設(1棟で庁舎または事務所の用途と認められる部分が(ア)の床面積以上ある建物) ※複合用途施設とは、1棟に複数の用途が含まれており、床や壁などで明確に区分されている施設をいう。当該用途部分の面積の算定に当たっては、共用部分の面積も含む。</p> <p>(ii)類似業務 次の(ア)及び(イ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務、設計業務(実施設計のみでもよい)を含む工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。ただし、完成した新築、増築建物又は耐震改修工事を対象とした業務に限る。</p> <p>(ア)規模:新築又は増築部又は耐震改修対象建物の延べ面積 2,500㎡以上 (イ)構造:RC造、SRC造 又は S造(CFT造を含む)</p>
	総合評価に関する考え方	<p>落札者の決定方法</p> <p>指名された入札参加者は、「価格」及び「資格、技術力」、「業務の実施方針等」をもって入札し、予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したものうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>業務の実施方針等</p> <p>業務への取組体制、工事監理チームの特徴、工事監理上、特に重視する配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。</p>